まちの史跡めぐり 188

町文化財専門委員　石瀧 豊美

大正13年刊行の『糟屋郡志』を読む(6)
―道路法と自動車

今号では旧表糟屋郡の共有山についてふれる予定でしたが、別の機会とし、今回は道路について見ておきます。

道路法は、旧道路法が大正8年(1919年)に、現行の新道路法が昭和27年(1952年)に公布されました。道路法の対象となる道路は、国と地方自治体のどちらが管理責任を負うのか、そのための費用負担はどちらが負うのか、などを定めています。

旧道路法の成立は、自動車が普及し始めたことと関係があるようです。インターネット上の百科事典「ウィキペディア」には、「自動車も輸入され始められて、旧・道路法成立の時期には全国で約5000台に普及していた」と当時の状況が記されています。

『糟屋郡志』によると、大正11年(1922年)3月末の郡内各種車両の数は9963両で、3戸につき2両という割合になります。車両は、馬車(乗用と荷積用)、牛車、荷車、自動車、人力車、自転車、その他、に区分されています。自転車は、福岡県では明治20年(1887年)ごろから使用が始まり、明治21年(1888年)に県税雑税の課税が始まって、1両につき年税額が3銭(1円の100分の3)でした。当時県全体でもわずか50両、明治40年(1907年)にようやく七十余両で、「一部人士の贅沢品たるやの感」があったとのことです。お金持ちが趣味で持っていたぐらい、ということでしょう。それが大正11年には三千八百余両に増え、ようやく「軽便なる実用品」として認識されるようになりました。

「須恵目薬」の看板が見える大正頃の製薬会社

ここに掲載した写真は『須恵町誌』一〇六六頁収録のものです。玄関先に二人の人物が立ち、腕組みをして自転車に乗った人物を見送っています。二人の間に「須恵目薬」という看板が見えます。自転車に乗った人物は目薬の営業に出かけるところなのでしょう。須恵目薬は上須恵にあった田原製薬株式会社(大正8年〈1919年〉12月設立)の商標です。また田原製薬では須恵目薬「正明膏(しょうめいこう)」などを作っていました。

自動車は、大正4年(1915年)に糟屋郡では0両。大正11年(1922年)にわずか7両です。『糟屋郡志』には「近年自動車の使用、漸次盛んにして、郡内篠栗・二瀬川間、及び、香椎駅・香椎宮間の如き、定期運転を為しつつあり。その他、旅客及び貨物の運搬に之が使用、漸く多からんとす」と書かれています。

当時の須恵村を見ると、

乗用馬車　0、
荷積用馬車　49、
牛車　0、
荷車　263、
自動車　0、
人力車　1、
自転車　275、
その他　0、

すべて合わせて588両でした。人力車は医者が往診に用いたものと想像できます。糟屋郡内の自動車7両の内訳を見ると、篠栗村に乗用・貨物が各1両、香椎村に乗用が5両となっています。定期運行されている篠栗・二瀬川間とは、篠栗から八木山峠に入って南蔵院の先になります。

参考までに大正4年(1915年)4月発行『全国自動車所有者名鑑』から、福岡県の自動車所有者を上げておきましょう。福岡県ではナンバープレートの登録が行われていません。そのため、先頭に「ナシ」と書かれています。大熊浅次郎は戦前発行されていた『筑紫史談』という郷土雑誌で活躍した人です。

ナシ　福岡市東中洲町二五六　堀　勇助
同　同　大熊浅次郎
ナシ　福岡市福岡橋口町六一　細川五郎平

福岡県全体で3台ではガソリンスタンドが営業していたとも思えません。燃料はいったいどうしていたのでしょうか。

なお、東京府(当時)にはナンバープレートが一番から五四〇番まであり、一番が銀座の明治屋、三番が日本橋の三越呉服店です。三越は社名にちなんで三番を手に入れたとのこと。当時は車両を入れ替えても番号が変わらないので、明治屋は常に一番として有名だったようです。

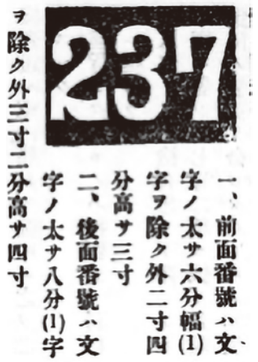

自動車取締規則(警視庁)に示すナンバープレートのモデル。
番号だけで東京という表示はない。
(『全国自動車所有者名鑑』より)

さて、『糟屋郡志』に戻って国道について見ると、糟屋郡内を通る国道は一本で、

「国道　東京市(当時)より福岡県庁に達する路線の内にして、席内(むしうち)村大字久保字花見の宗像郡々界より起こり、新宮・和白・香椎・多々良の各村を経て、箱崎町宮の前に於いて筑紫郡堅糟町大字馬出(まだし)に通ず。距離四里二十四町。」

とあり、現在の国道3号に当たります。ただし路線は変更されていて、たとえば旧国道3号のうち、福津市と福岡市東区の間は現在国道495号となっています。旧道路法では国道2号で、新道路法で国道3号となりました。

また糟屋郡内を通る県道は5路線です。

「一、篠栗県道　福岡市より京都郡行橋町に達する路線の内にして、箱崎町大字下臼井二股瀬より起こり、仲原、大川、勢門の諸村を経て篠栗村字山伏谷に於ける嘉穂郡界迄、距離三里三十三町。

二、宇美県道　福岡市より本郡宇美町に達する路線にして、篠栗県道の二股瀬より分岐し、志免村を経て宇美町八幡宮前迄、距離二里七町。

三、箱崎停車場道　箱崎八幡宮前の国道より分岐、箱崎停車場に達す。

四、篠栗停車場道　篠栗県道より分岐、篠栗停車場に達す。

五、香椎停車場道　国道より分岐、香椎停車場に達す。」

停車場は鉄道の駅のことです。三・四・五はいずれも短距離のようです。一の篠栗県道は、江戸時代の篠栗街道(金出(かないで)道)また篠栗道と呼ばれた)と重なり合うものと思われます。現在でも旧国道201号線(福岡・行橋間)に並行して旧街道が部分的に残っています。なお現国道201号(福岡東バイパス)の建設に伴い、旧国道201号は県道607号に名称が変更されました。

正誤

前回、表糟屋(糟屋郡北部)と裏糟屋(糟屋郡南部)としたところは、それぞれ表糟屋(糟屋郡南部)と裏糟屋(糟屋郡北部)に訂正します。